

ゴルフ場利用税交付金の重要性について

～高知県芸西村を例に～

1210395 池田 祐太郎
高知工科大学 経済・マネジメント学群

概要

本稿はゴルフ場利用税交付金を受け取ることが自治体にとってどれほど重要かについて明らかにする。そのために内閣府の市町村別人口・経済関係データより財政力指数、課税対象所得、経済指標を分析する。ゴルフ場利用税交付金は自治体にとって貴重な財源となっており、財政力、経済力を維持、向上させるための大きな要素となっていることを示す。芸西村や日高村ではゴルフ場の開場によって財政力指数が右肩上がりに変化したことを明らかにする。ゴルフ場利用税交付金が、財政力指数に影響を与えることがわかった。この結果は、ゴルフ場利用税交付金は自治体にとって重要であるということを示唆する。

1. はじめに

本稿はゴルフ場利用税交付金の重要性について検討する。ゴルフ場利用税とは、ゴルフ場を利用する者に対して、利用日ごとに定額でかかる税金のことである。この税収の7割は、ゴルフ場の所在する市区町村に交付される。表1が示すとおり、納税額についてはゴルフ場のホール数や利用料金等により等級が定められている。

表1. ゴルフ場利用税の概要. 納める額

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	600円	500円	400円

出典：東京都主税局

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/golf.html>

ゴルフ場利用税は自治体にとっては重要な収入源である。ゴルフ場利用税は世界でも珍しい制度である。ゴルフ場利用税は、一時廃止に向けた動きが広がっていた。しかし廃止とはならず2015年以降の存続が決まった。ゴルフ場利用税交付金については租税公平主義の観点からスポーツで唯一課税されるということや、明治以降の娯楽に対する贅沢にかかる税とするのは今

の時代にあっていないという問題がある。その一方でゴルフ場のある自治体では収入の多くをこれによってまかなっているという場合もある。そこで本稿はこれまで通りゴルフ場利用税交付金を受け取ることが自治体にとってどれほど重要なことなのかということについて明らかにする。

2019年には自民党のゴルフ振興議員連盟が、合同会議を国会内で開き、ゴルフ場利用税を廃止するための議員立法を了承した。ゴルフ場利用税の廃止の風潮があるということである。しかし本研究が対象とする自治体では、収入に占めるゴルフ場利用税の割合が大きく、自治体にとって重要な収入源になっている。そのため本研究によって自治体にとっての重要性、そして地方創生のためのゴルフ場利用税の重要性を明らかにする。

租税公平主義がうたわれる一方で、ゴルフ場利用税交付金がないと成り立たない可能性のある自治体も存在する。そのため本研究で租税公平主義の解釈について、様々なデータを活用して調査、考察を行う。本研究は分析対象である芸西村という自治体のみならず、それに類似した自治体にも活用できると考える。

本研究では芸西村の年度別歳入決算額の資料からゴルフ場の開業前後（ゴルフ場利用税交付金のあり、なし）を分析することによって時系列の変化を捉える。また内閣府の市町村別人口・経済関係データより財政力指数、課税対象所得、経済指標を分析する。

財政力指数の変化による分析から、ゴルフ場利用税交付金はその自治体にとっては大きな財源となっており、財政力、経済力を維持、向上させるための大きな要素となっていることを明らかにする。

2. 先行研究

まず齋藤（2015）は、租税公平主義の観点からゴルフ場利用税は廃止すべきであると主張する。この先行研究ではスポーツであるはずのゴルフにだけ税金をかけるのは不公平であると考えている。ゴルフ場利用税交付金の使用方法についても明確ではないため、その税金が必ずしもゴルフ振興に役立てられているとは言えないことも指摘されている。

ゴルフ場利用税交付金は約7割が、ゴルフ場が所在する市町村に交付される。しかしその税収が自治体を支えていると強調すると行き過ぎた税徴収に至る恐れがあるとされている。もしゴルフに税金がかけられるのならば、それと同様に野球やサッカー、水泳やテニスを利用する際にも利用税として徴収するべきであると述べられる。しかしそのようなことが実現されると、日本のスポーツの発展に大きな影響を与えることも予想される。ゴルフ文化の発展のためにもスポーツの発展のためにも、ゴルフ場利用税は廃止されるべきであるというのが、齋藤（2015）の結論である。

ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟が2014年に提出した要請書では、ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域がその約75%と多くを占め、自主的な税財源の乏しい地域にあり、これらの地域にとってゴルフ場利用税は貴重な税財源となっているということが述べられている。政府は地方創生を後押ししているにもかかわらず、その重要な財源を奪うということはそれと矛盾しているということである。

この要請書ではゴルフ場利用税の用途とその重要性がゴルフ場所在市町村の視点から述べられている。ゴルフ場に至るまでの道路や水道などの公共サービスをゴルフ場利用者が無負担で享受することは不公平であり、住民の負担になるためゴルフ場利用税交付金は存続すべきであるということである。しかし、ゴルフ場利用税の用途はその市町村に任せられているため、すべてがゴルフ振興のための行政サービスに誘導されるとは限らないという問題がある。また租税公平主義の観点から批判に対する説得的な反論が示されていないためさらなる検証が必要である。

スポーツ庁（2020）によれば、ゴルフ場利用税は国民のスポーツ参画の障壁となると考えられている。また近年ゴルフ人口の減少に伴ってゴルフ場自体の減少が進んでいる。ゴルフ場と地域経済が共倒れにならないためにも、まずはゴルフ人口を増やすことが必要であり、ゴルフの発展のためにゴルフ場利用税は廃止すべきであるとしている。

この要望は、ゴルフ場利用税交付金の財源がゴルフ振興に活用されていないという問題を指摘する。実際、ゴルフ場利用者は交通インフラなどの行政サービスを無償で受けている。ゴルフ場利用税の存続により、ゴルフ場そのものが無くなり、自治体も影響を受けるといった可能性がある。ゴルフ場利用税の廃止は「地方創生」と逆行する流れであるということも述べられている。この部分については時系列分析、資料の分析を行い本研究で明らかにする。

3. 仮説

これまで述べてきた中でゴルフ場利用税について存続と廃止両方の意見がある。もしゴルフ場利用税が自

治体にとって重要でなければ廃止することによって、存続側の意見も退けることができる。しかし自治体にとって重要な財源ならば自治体のためにも存続させなければならない。そのため本研究は、ゴルフ場利用税は自治体にとっては重要な収入源になっており、ゴルフ場利用税交付金の存続はなくてはならないものであるという仮説を検証する。

4. データと分析

4.1 データ

本研究は、高知県安芸郡芸西村を分析対象とする。図1が示すとおり芸西村は高知県の東部に位置し、南は雄大な太平洋に、北は山々に囲まれ、年間を通して温暖な気候に恵まれた場所である。1947年に、6,769人いた人口は2020年には3,675人まで減少している。芸西村は昔から農業を中心とした産業が盛んである。近年はビニールハウスによる施設園芸が盛んでナスやピーマンなど豊富な特産物を持つ高知県屈指の園芸農村である。ゴルフ場やホテルなどもできたことにより観光産業にも力を入れている自治体である。



図1. 芸西村の紹介

(出典：<http://www.vill.geisei.kochi.jp/>)

図2はゴルフ場利用税の堅持を求める要請書に掲載された図表である。調査を行った芸西村は地方税と比較して交付金の割合が高い自治体のトップ5に入っており、ゴルフ場利用税交付金の影響を受けやすいということがわかる。またゴルフ場の所在地は7割が中山間地域や過疎地域といった自主財源に乏しい自治体である。

1 ゴルフ場利用税の廃止は、「地方創生」と逆行する流れ

- ゴルフ場所在市町村の約75%は、自主財源に乏しい過疎地域や中山間地域。
- ゴルフ場利用税の廃止は、「地方創生」のための貴重な独自財源を奪い、「地方創生」とは名ばかりとなる。

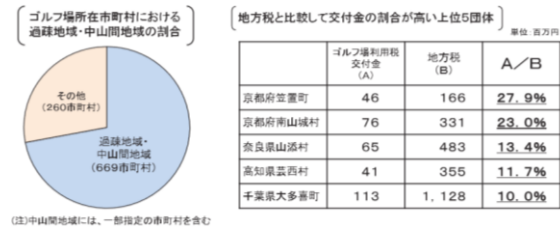


図2. ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書

(出典：ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟 (2014))

http://www.mayors.or.jp/p_action/documents/261106toshizeisei08.pdf



図3. 黒潮カントリークラブ

(出典：Kochi 黒潮カントリークラブ, Kochi 黒潮カントリークラブ 高知の指定席, <https://kuroshiocc.com/>)

芸西村には図3の Kochi 黒潮カントリークラブ (以下：黒潮 C.C.) というゴルフ場、そして土佐カントリークラブ (以下：土佐 C.C.) の一部がある。黒潮 C.C. は1989年に開設されたゴルフ場で1993年には36ホールのコースが開設された。2003年からはプロツアートーナメントも開催され高知県屈指のゴルフ場となった。黒潮 C.C. のゴルフ場利用税は一人800円である。(5級にあたる) 土佐カントリークラブもクラブハウスは香南市であるが、一部は芸西村であるため一部は芸西村にも入る。土佐 C.C. のゴルフ場利用税も同じく800円である。

4.2 分析方法

本節では、研究方法を述べる。ゴルフ場利用税の重要性について明らかにすることが目的である。そのためゴルフ場利用税が導入されてからどのような変化があったのかという視点を重視する。

そこで本論文では自治体を一つの単位として財政力指数の分析を行う。財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものである。指数算出にあたっては特殊事情による影響を小さくするため、前々年度、前年度及び当該年度の3か年の単純平均値を用いている。

また、課税対象所得の変化についても分析を行う。課税対象所得とは、各年度の個人の市町村民税の所得割の課税対象となった前年の所得金額 (分離課税の対象となる退職所得を除く) である。これは雑損控除等地方税法第314条の2の各所得控除を行う前のものである。

芸西村という自治体をどのように比べるのかというと、高知県内の村、高知県安芸郡の町村と芸西村の1977年から2012年までの財政力指数の変化、課税対象所得の変化、経済指標の変化の比較を行うことでゴルフ場のある自治体とない自治体の違いを明らかにする。芸西村の資料については芸西村役場に開示請求を行い、1973年から2018年の年度別歳入決算額を入手した。この資料を用いて歳入に占めるゴルフ場利用税交付金の割合の変化、地方税と比較したゴルフ場利用税交付金の割合の変化について分析を行う。

4.3 分析結果

図4は1977年から2012年までの高知県の村の財政力指数の変化について表したものである。この図はゴルフ場が開設された年から財政力指数が右肩上がりとなっていることを示している。このグラフの中には芸西村ともう一つゴルフ場のある自治体がある。それは日高村である。日高村には1996年にグリーンフィールゴルフクラブが開場している。それと重なるように財政力指数も1996年からは右肩上がりになっている。また日高村には1977年以前から開場しているゴルフ場もある。錦山カントリークラブと呼ばれるゴルフ場である。このゴルフ場は高知県で4番目に古いゴルフ場である。この二つのゴルフ場の存在により、日高村は収入の多くをゴルフ場利用税交付金によって賅っている。

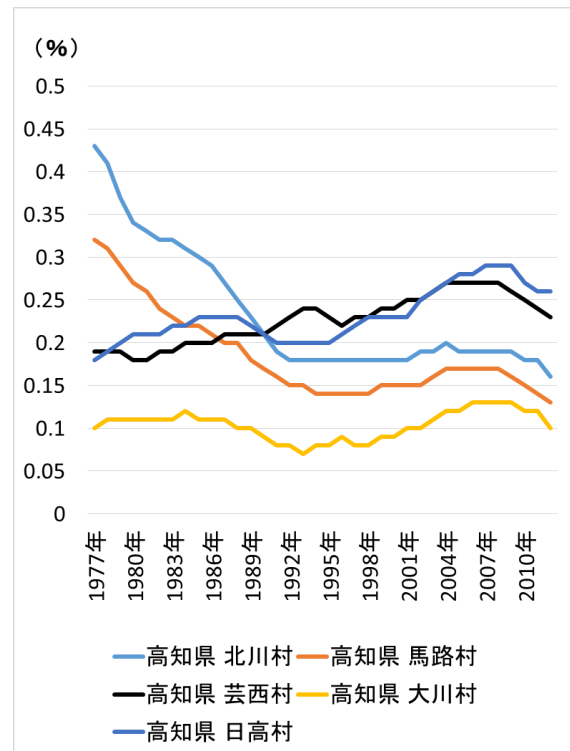


図4. 財政力指数の変化 (高知県の村)

一方で芸西村はというと、黒潮 C.C. が開場したのが1989年である。図4から1990年ごろから増加していることがわかる。また2002年はプロのトーナメントツアーが開催された時期であり、その時期と重なって財政力指数も向上していることが明らかになった。

しかし、これだけでは変化がわかりにくい。また地域的に財政力が向上したために右肩上がりになったという可能性もある。そこで高知県安芸郡で財政力指数の変化を比較したのが図5である。

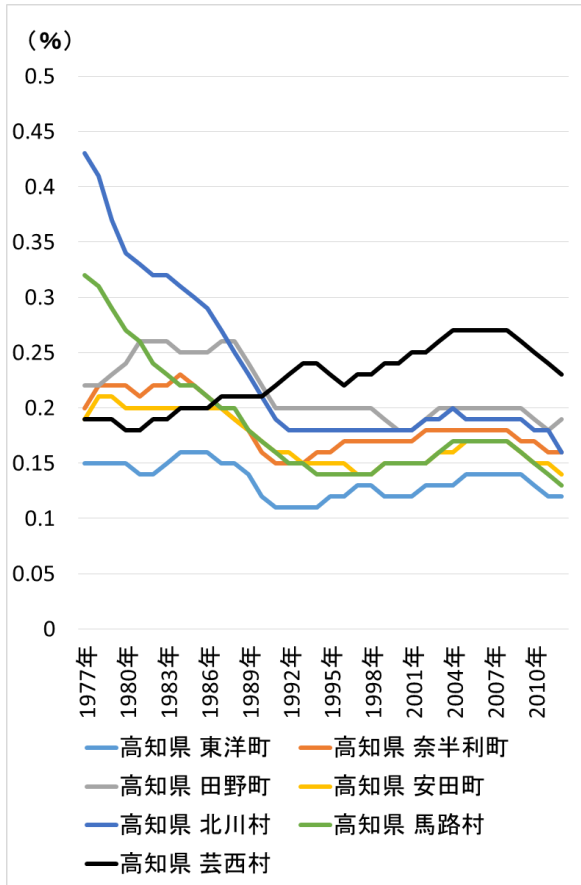


図5. 財政力指数の変化 (安芸郡)

図5は1977年から2012年までの高知県安芸郡の財政力指数の変化を表したものである。安芸郡の市町村で比較してみると黒潮 C.C. が開業した1989年ごろからのグラフの伸びが顕著である。安芸郡でゴルフ場を有している自治体は芸西村のみである。その他の市町村は1989年あたりは右肩下がりには下降しているが、芸西村のみが上昇しているのはこの時期にゴルフ場が開場したことによるゴルフ場利用税交付金の導入に影響されているといえる。

また芸西村が増加傾向にある時期に注目してほかの自治体を見ても類似するような変化は見られていないため、芸西村の増加は黒潮 C.C. の利益の変化が影響しているといえる。

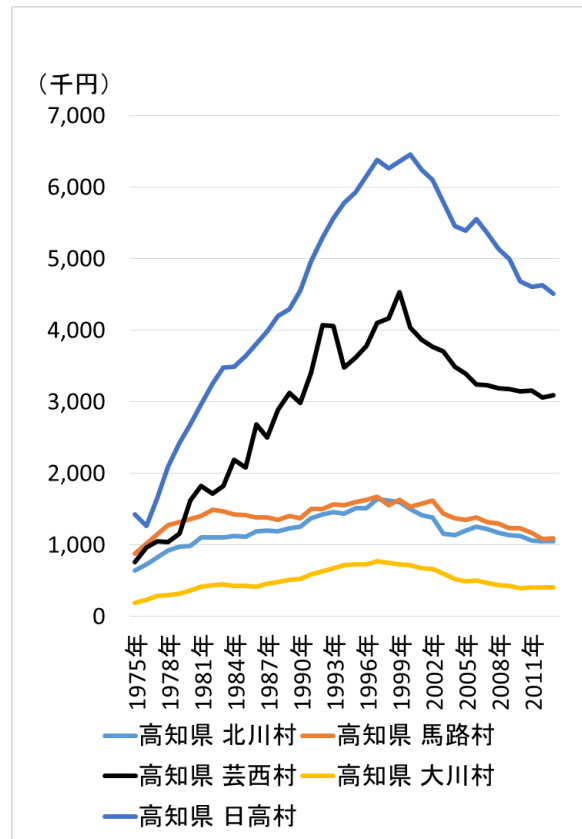


図6. 課税対象所得の変化 (高知県の村)

図6は1977年から2012年までの高知県の村の課税対象所得の変化について表したものである。この図からもゴルフ場を有している日高村、芸西村がその他の市町村と比べて税収が高いことがわかる。グラフの変化の仕方についても日高村と芸西村は似ており、その他の3村でもゴルフ場を有していないということで変化が似ているといえる。

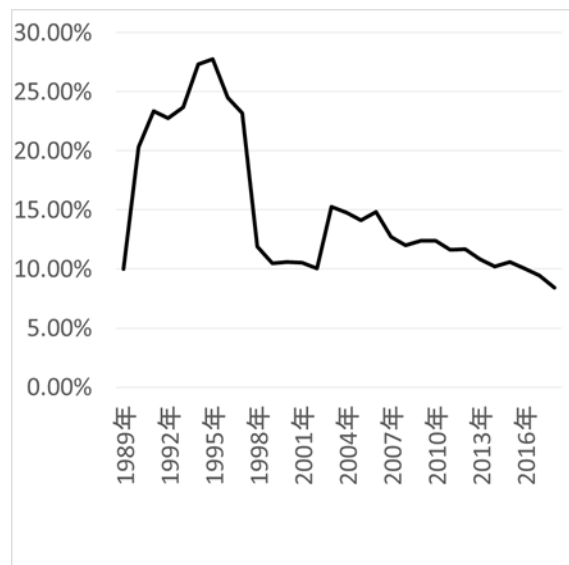


図7. 芸西村の歳入に占めるゴルフ場利用税の割合

図7は1989年から2018年までの芸西村の歳入に占めるゴルフ場利用税交付金の割合について表したものである。算出方法としてはゴルフ場利用税交付金を対応年の歳入で除したものである。歳入に関しては変化が少なかったため、この図7からはゴルフ場利用税交付金が減少していることがわかる。これについてはゴルフ人口の減少が影響していると考えられる。

5. 分析結果の考察

分析の結果、ゴルフ場利用税交付金は財政力指数に影響を与えていることがわかった。この結果から言えることは、ゴルフ場利用税交付金は自治体にとって重要であるということである。

ゴルフ場経営に何かのショックが起こり、そのことでゴルフ場の利益が増減するとゴルフ場利用税交付金に変化が起こる。そのなかで芸西村のような歳入に占めるゴルフ場利用税交付金の割合が高い自治体では、財政力指数が変化する。芸西村や日高村ではゴルフ場の開場によって財政力指数が右肩上がりに変化したことが明らかになった。ゴルフ場の無い自治体と比較すると、ゴルフ場の有無が大きな違いを生むことがわかった。そのためゴルフ場は財政力向上の重要な要素であると考えられる。

芸西村で黒潮C.C.が開場したのが1989年である。図5を見ると1990年ごろから財政力指数が増加しているということがわかる。また2002年はプロのトーナメントツアーが開催された時期であり、その時期と重なって財政力指数も向上しているということが明らかになった。

これらの結果からゴルフ場利用税交付金は自治体の財政力向上のために重要であると考えられる。

6. 終わりに

本稿ではゴルフ場利用税交付金の廃止、存続の問題の現状を踏まえ、原因となっているゴルフ場所在自治体でのゴルフ場利用性の重要性について、存続の必要性を検討してきた。

ゴルフ場利用税交付金の問題は自治体によっては死活問題であるが存続の根拠は乏しい。利用者の間では料金を安くしたいという意識が強い。しかし、私たち利用者が自治体を守るという意識を持つことも大切である。

ゴルフ場利用税交付金の存続については厳しい戦いが見込まれる。本稿が明らかにしたように、ゴルフ場利用税交付金によって財政力指数に変化が見られる自治体も存在する。そのような自治体を守っていくためには、ゴルフ場利用税の存続が求められる。同時に、ゴルフ業界の活性化のためにゴルフ人口増加のための策を考えていくことも重要である。

このような現実を多くの人に知ってもらい、ゴルフ利用者及び社会全体で自治体を守り、活性化させていくことが重要である。

参考文献

齋藤滋, ゴルフ場娯楽施設利用事件の再検討, 東洋大学大学院紀要, 52巻, 107-117, 2015年
https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=8968&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1 (参照2020年12月22日)

スポーツ庁, 平成31年度税制改正要望(文部科学省)ゴルフ場利用税の廃止, 総務省,
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/h31_youbou15.html
(参照2020年12月28日)

ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟, ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書,
http://www.mayors.or.jp/p_action/documents/261106_toshizeisei08.pdf (参照2021年1月10日)

東京都主税局, ゴルフ場利用税, 税金の種類,
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/golf.html>
(参照2021年01月13日)

Kochi 黒潮カントリークラブ, Kochi 黒潮カントリークラブ 高知の指定席,
<https://kuroshiocc.com/> (参照2021年01月21日)

芸西村議会議事録

芸西村 HP <http://www.vill.geisei.kochi.jp/>
(参照2021年02月3日)